



# ホクネット通信

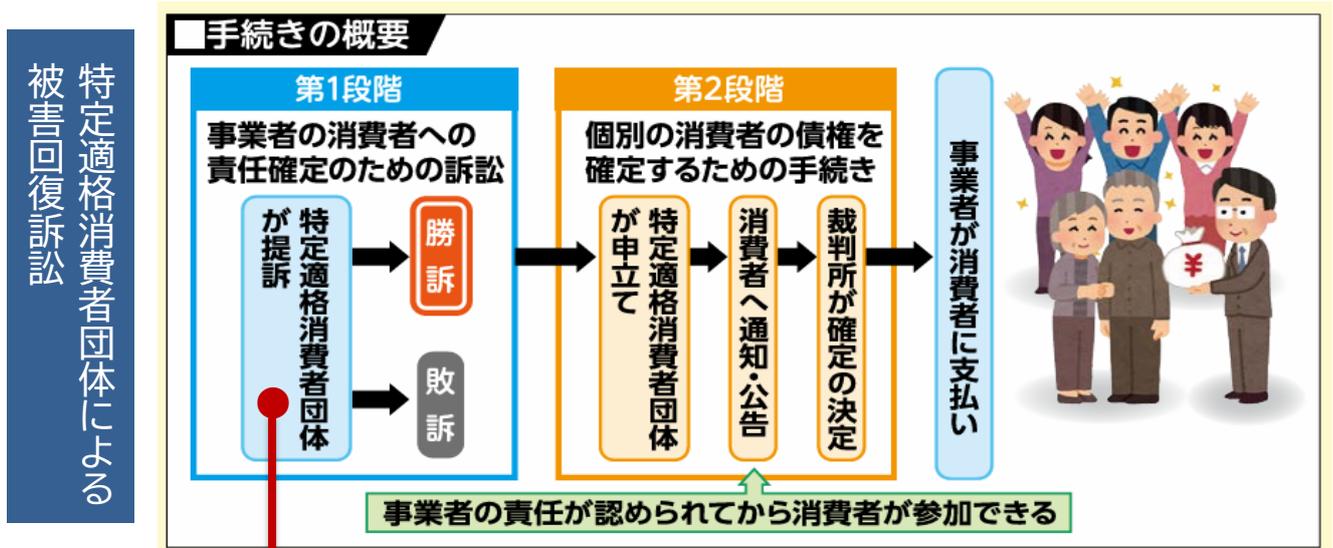
内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人

■発行者:松久 三四彦 ■編集者:大嶋 明子

## 被害者に「事前登録」呼びかけ

### 「即決営業」への被害回復訴訟

消費者支援ネット北海道（ホクネット）は、株式会社即決営業（大阪市）に対する被害回復訴訟（共通義務確認訴訟）の提起（8月6日）に伴い、被害の可能性のある消費者に情報提供を兼ねた「事前登録」を呼びかけています。即決営業との間で商品と研修の売買契約を交わしたなど3つの項目に当てはまる人が対象です。訴訟を進める上で、ホクネットが被害状況を把握し、被害回復手続に関する情報を本人にお知らせするためのものです。心当たりのある方は、ホクネットのホームページでの説明を読んで、事前登録をお願いします。



### 被害者が事前登録すると

- 被害把握に役立てる
- 第2段階手続の案内送付

次の3つの項目すべてに該当する方は、ホームページの登録受付フォームから登録してください。

- ① 「株式会社即決営業」との間に、電話勧誘販売により営業活動の能力向上を目的とした商品及び研修に係る役務の契約（本件売買等契約）を締結した消費者である。
- ② 平成28年10月1日から現在までの間に、同社に対し、本件売買等契約の代金を支払った。
- ③ 同社に対し、本件売買等契約をクーリング・オフする通知書をすでに出したか、これから出す予定である。

#### この号の主な内容

- 即決営業訴訟の被害者に「事前登録」呼びかけ
- 10月4日に欠陥住宅・悪質リフォーム特別相談会
- アルマックなどに申入れ

(2ページに続く)

(1ページから続く)

事前登録をしていただくことによって、ホクネットが被害の発生状況を把握するとともに、共通義務確認訴訟（第1段階）で被告（即決営業）の支払義務が確定した場合には、第2段階手続の案内を差し上げます。登録された情報は、この2つの目的以外では使用しません。また、この事前登録によって訴訟や手続に参加する義務や拘束は一切ありません。

ホクネットの松久三四彦理事長は8月6日の記者会見での説明で「被害者の方がこの訴訟のことをそもそも知らないでいると、被害回復の対象になってもその機会を失う可能性がある」と、事前登録の必要性を強調しました。



●事前登録の詳細、登録フォームなどはホクネットのホームページ冒頭の赤字部分からアクセスできます。

### ■株式会社即決営業に対する被害回復訴訟■

訴状によると、被告の即決営業は、Web 会議ツールを用いたオンラインのコンサルティングに参加するための URL を送信して参加者を勧誘し、営業活動の能力向上を目的とした商品と研修の売買等契約を締結した際、特定商取引法に反してクーリング・オフに関する事項を書面などで明示せず、消費者に対してクーリング・オフができないと説明し、契約書には「申込者はいかなる返金も受ける権利はない」と記載していた。

しかしこの商法は「電話勧誘販売」に当たり、クーリング・オフが可能と考えられる。書面にクーリング・オフの説明がないと消費者はいつでもクーリング・オフが可能なので、クーリング・オフをした消費者は即決営業に対して返金を求めることができる。ホクネットは、こうした被害について消費者裁判手続特例法に基づく被害回復訴訟の要件を満たすと判断し、8月6日、クーリング・オフを望む消費者から得た不当な利益を返金するよう、札幌地方裁判所に提訴した。

## アルマックなどに申入れ

ホクネットは、株式会社アルマック（福井市）に対し、同社が楽天市場で行っている通信販売で使用している最終確認画面表示において販売価格を誤認させる表示があり、特定商取引法に違反するとして、表示の使用中止又は修正を求める申入書を7月14日付で送付しました。この表示に関し、楽天市場を運営する楽天グループ株式会社（東京都）に対しても、表示の適正を確保するために必要な措置を講ずるよう求める要望書を送付しました。これに対し、株式会社アルマックから、申入れに沿って表示を修正する旨の回答（8月4日付）がありました。

また、ダスキンレントオール事業を行っている三和物流サービス株式会社（札幌市）に対し、当法人からの申入れを受けて修正された契約条項に、依然として消費者契約法に反する無効な条項があるとして、当該条項の使用中止または修正を求める再申入書を7月14日付で送付しました。

申入書、回答書等はホクネットのホームページに掲載しています

### ホクネット活動にご協力ください 会員加入のご案内

▼詳しくはホクネット HP へ

ホクネット 会員加入

		年会費(1口)	評決権の有無
個人	正会員	2,000円	○
	協会員	1,000円	×
団体	正会員	10,000円	○
	賛助会員	10,000円	×

### 寄付のお願い

#### ホクネットの活動は みなさまの寄付に 支えられています

▼詳しくはホクネット HP へ

ホクネット 寄付

●ホクネットの活動は会費、寄付金、事業収入などで賄われています。消費者被害の防止、被害者救済などの取り組み充実のために、広くご支援をお願いします。

●寄付金については税制上の優遇措置が受けられます

### 欠陥住宅・悪質リフォームでお困りの方へ

## 10月4日に特別相談会

ホクネットは消費者スマイル基金から助成を受け、「欠陥住宅 ネットさっぽろ」と共催で、下記のとおり臨時の特別相談会を実施します。最近急増中の点検商法によるリフォーム被害などについて、一級建築士と弁護士が直接面談して相談に応じます。相談は予約制。無料。

詳しくはホクネットのホームページをご覧ください

#### <欠陥住宅・悪質リフォーム 特別相談会>

■日時■ 10月4日(土) 午前10時～午後4時

■会場■ かでの2・7 760 会議室、750 会議室

(札幌市中央区北2条西7丁目)

■相談無料■

■予約制■ 1時間に先着6組まで

■申し込み・問い合わせ■ 電話またはメールでホクネットへ

### 編集後記

戦後80年の今年、テレビでいろいろな関連番組を見かけます。先日は、戦災孤児の過酷な現実を描いたアニメ「火垂るの墓」が放映されました▼野坂昭如の同名小説が原作。14歳の兄清太と4歳の妹節子が第2次世界大戦のさなかの神戸大空襲で親を失い、2人で生き延びようとするが、最後には栄養失調で死を迎えるという内容です。先日、遊びに来た義理の娘が7歳と3歳の孫を見ながら「子供を重ねてしまい、あのアニメがつかなくて涙がぼろぼろ出て…」と言いました▼実は私も「火垂るの墓」は1度しか見ていません。小説も1度読んだだけ。名作です。でも、節子の衰弱、清太の絶望を、2度と正視できません。いまま記憶に張り付いています▼思えば、戦争の語り部として自分の体験を語り続ける方々はどんなにつらいだろう。戦争の記憶がよみがえるつらさを抱えて、それでも何度も語ることの重さをあらためて考えました(渡辺)

## スマイル基金から助成金

ホクネットの活動が消費者スマイル基金の助成対象に選定され、助成金 505,000 円が 8 月 27 日に交付されました。

このうち、10月4日開催の特別相談会に対して 205,000 円、差止請求活動に対して 300,000 円です。

助成金は、ホクネットの対象事業関係の費用の一部として使わせていただきます。



### 消費者支援ネット北海道(ホクネット)

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1-55 ほくろうビル3階

電話番号: 011-221-5884

FAX 番号: 011-221-5887

電子メール: info\_hokkaido@hocnet1222.jp